

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設における 指定管理候補者の選定結果について

熊本県では、「熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44条）」第3条及び「熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例（令和4年熊本県条例第38号）」第13条の規定に基づき、「熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設」の指定管理者の公募を行った結果、1団体から提案書類の申請があり、観光文化庁指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）での審査を経て、指定管理候補者を選定しましたので、その選定結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、「地方自治法（昭和22年法律第67号）」第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に、指定を行うこととなります。

1 施設の名称

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設

2 指定管理候補者

みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体

代表者 一般社団法人みなみあそ観光局 代表理事 丸野健一郎

阿蘇郡南阿蘇村久石2807

3 指定期間

令和8年（2026年）4月1日～令和13年（2031年）3月31日

4 選定理由

語り部ガイド等のスキル向上を目的とした研修実施や確保に向けたすそ野拡大等の取り組みをはじめ、県外の類似施設や被災地との交流を通じた熊本地震の教訓発信の取り組みなどの提案、当施設の将来展望を見据えた顧客ニーズの把握及び誘客のターゲティングの的確性などが選考委員会で高い評価を得たことを踏まえ、みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体を指定管理候補者として選定することとした。

5 指定管理候補者の事業計画の概要

施設全体の適正な維持管理を実施するとともに、第2期においては、地域人材の活躍や、語り部ガイド等のスキルアップ、学習コンテンツ造成による教育効果の深化、マーケティング視点を取り入れた分析による利用者の拡大に重点的に取り組む。

6 選考委員会の審査結果

(1)開催日：令和7年（2025年）10月8日（水）

(2)委員：

委員長 宮尾千加子（熊本大学理事）

委員 竹内裕希子（熊本大学大学院先端科学研究部教授）

委員 中原 功寛（やまがＢＡＳＥ株式会社代表取締役ＣＥＯ）
委員 本吉 幸雄（公認会計士）
委員 平松 克益（熊本県教育旅行受入促進協議会会長） 欠席

（３）指定管理候補者に関する意見

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設の指定管理候補者として、みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体は適当。

経営状況に問題はなく、施設の設立目的、指定管理制度の趣旨を良く理解した事業計画となっている。また、語り部ガイド等のスキル向上を目的とした研修実施や確保に向けたすそ野拡大等の取り組みをはじめ、県外の類似施設や被災地との交流を通じた熊本地震の教訓発信の取り組みなどが評価できる。加えて、当施設の将来展望を見据えた顧客ニーズの把握や誘客のターゲティングの的確性なども評価した。

[選考委員会における採点集計結果]・・・別紙のとおり